

倒木のおそれのある樹木の適切な管理について

近年、強風や大雨による倒木が天理市内で多数発生しています。

私有地の樹木は土地所有者に所有権があるため、道路上への倒木が原因で発生した事故は土地所有者が管理責任を問われる場合があります。

所有されている樹木の適切な管理をお願いいたします。

【天理市内で実際に起こった倒木の事例】



【法的根拠】

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

民法第 717 条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

(道路に関する禁止行為)

道路法第 43 条 何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障をおよぼすおそれのある行為をすること。

【緊急時の対応】

強風や大雨などによる倒木により、道路の安全な通行に著しい支障があるときや事故の発生が予測される場合等は、やむを得ず緊急措置とし道路法第 42 条（道路の維持又は修繕）に基づき、道路管理者において伐採・除去等をして道路の交通安全確保に努めます。なお、この場合、除去した木枝等については所有者の財産であることから、原則として発生地内に集積します。お手数ですが、所有者において適切な処理をお願いいたします。